



商工会だより 8月号



発行日令和4年8月10日

開催日時	内 容	開催場所
8月 27日(土)、8月 28日(日)	ものづくりフェア	アル・プラザ木津
9月 2日(金) 8:15~12:00	定期健康診断	山崎内装工業(株)/他社受診可
9月 5日(月)、13日(火) 8:30~13:30	定期健康診断	加茂保健センター
10月 13日(木) 11月 24日(木)、25日(金) 8:30~15:30	定期健康診断	木津保健センター
11月 15日(火)~17日(木) 9:30~15:30	定期健康診断	アスピアやましろ
12月 21日(水) 8:30~12:00	定期健康診断 (今年度最終・年明け以降実施なし)	木津保健センター

【予定】 臨時総代会(書面決議:みなし日 8月22日(月))

第1回源泉徴収セミナー開催のご報告

令和4年6月16日(木)、21日(火)に、税理士の武田悠佑氏(武田ゆう税理士事務所)を講師にそれぞれ昼の部と夜の部の計4回に渡り、第1回源泉徴収セミナーを開催いたしました。

これまで商工会で年末調整事務(1月から6月分と7月から12月分の年2回)をお引受けしていた135の会員事業者様を対象にご案内し、70事業者の皆さまにご参加いただきました。



今年4月に、近畿税理士会宇治支部から、例年7月の源泉所得税の算定と納付、12月(1月)の年末調整事務について、当商工会が行うことは税理士法違反であるため中止することを求められたことによるものです。

そのため、今後はご自分で作成していただくか、税理士へ依頼していただくかになりました。12月にご自分で作成するための第2回目セミナーの開催を予定しております。

【森山】

〈商工会だより目次〉

- 2ページ目 小規模事業者持続化補助金申請の内容説明について
- 3、4ページ目 SDGsって何?
- 4ページ目 インボイス制度について
- 6ページ目 電子帳簿保存法について、優良常勤職員表彰2名

【編集 山崎】

発行者

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3

TEL: 0774-72-3801

FAX: 0774-72-6564

Mail: kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL: <https://kizugawa.kyoto-fsci.or.jp>

木津川市商工会
マスコットキャラクター
たけのこタッキー



小規模事業者持続化補助金の申請書記載方法(その1)

【申請受付締切】

第9回：2022年9月20日(火)

第10回：2022年12月上旬

第11回：2023年2月下旬

目的：地域の雇用や産業を支える事業者の**売上向上**と業務効率化

提出する書類(単独事業者用)

- ・(様式1-1) 小規模事業者持続化補助金事業に係る申請書
- ・(様式2-1) 経営計画書兼補助事業計画書①
 《応募者の概要》《**経営計画**》《**補助事業計画**》
- ・(様式3-1) 補助事業計画書②
 <経費明細書・資金調達方法>
- ・(様式4) 事業支援計画書
- ・(様式5) 補助金交付申請書
- ・決算書ほか

《経営計画》

1. 企業概要

2. 顧客ニーズと
市場の動向

3. 自社や自社の提供する
商品・サービスの強み

4. 経営方針・目標と今後のプラン

補助事業計画

1. 補助事業で行う事業名
2. 販路開拓等(生産性向上)の取組内容
3. 業務効率化(生産性向上)の取組内容(任意記入)

4. 補助事業の効果

補助事業計画書②(経費明細書・資金調達方法)

要約

- ◆ 目的……売上をアップし、雇用・産業を支えることが求められています
- ◆ 書類審査……審査基準にあった書類・読みやすい書類を心がけてください
- ◆ 書類の構造……つながり、ストーリーを意識して記載してください

SDGs(エスディーゼズ)って何？① ～企業に関係あるのか

ニュースなどメディアでよく見聞されるようになった『SDGs』（エスディーゼズ Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）はご存じでしょうか？

2050年までに世界人口が96億人に達した場合、現在の生活様式を持続させるためには、地球が3つ必要（国際連合広報センターHP）などと言われており、当初は何となく環境保護や社会福祉のイメージが先行しておりました。

ところが最近では、国や自治体、大企業だけでなく、実は小規模事業者、中小企業にも、これからの企業経営にとって**新しいビジネスチャンス**につながるものであることが浸透してきており、注目される方が増えてきています。

SDGsは、2015年に国連の持続可能な開発サミットで採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）』において掲げられた**世界共通の目標**です。中身は17の目標と169のターゲットから構成されています。

これらの目標の中には、企業経営に関わりの深いものがあり、例えば『**8：働きがいも経済成長も**』包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。『**9：産業と技術革新の基盤をつくろう**』強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。『**11：住み続けられるまちづくりを**』包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。『**12：つくる責任つかう責任**』持続可能な生産消費形態を確保するなど上げられます。



SDGs(エスディーゼズ)って何？② ～経営にどう活かすか

なぜ、SDGsがビジネスチャンスにつながるのかと言えば、この17の目標がまだ満たされていない**世界の共通ニーズ**（欲求・需要）であり、社会的課題であるので、それを解決する商品、サービス、提供の仕方は**将来の市場**であると言えるからです。

SDGsは、未来の市場に多くの影響を与えるため、それを無視した事業や活動は徐々に取引対象から外され、長期的にはビジネスが成り立たなくなることが想定されますが、これを解決するための取り組みは経営にプラスに働くこととなります。

では具体的な取り組みはどうすれば良いかについては、次の表が参考になります。まずは、現状で既に取組んでおられることと未だ取組んでいないことを整理し、自社が優先的に取組むべき課題とSDGs目標をつなげてみるところから始めていただけたらと思います。

【森山】

参考資料：中小機構『中小企業のためのSDGsガイドブック』

環境省『すべての企業が持続的に発展するために』第2版

経済産業省『SDGs経営ガイド』

SDGsの使い方と取組の動機・目的（例）

目的	動機	SDGsの使い方
コスト削減	燃料費や電気代が高騰してきた	○ 従業員の省エネ意識を、SDGsを活用して改善する。活動や製造方法の改善などをして、コストを削減する
経営計画の策定	顧客の幅が狭く、売上も縮小	○ SDGsに示された目標から2030年の世の中を想像し、何が必要か従業員みんなで考えてみる
新製品・新サービスの開発	取引先からの要請	○ “持続可能性”を組み込んだ製品やサービスにより付加価値をつける
新規顧客の開拓	売り上げ増	○ SDGsに則した調達基準を設定している企業などに営業する
事業パートナーの募集	新たな事業をはじめたい	○ 異業種交流会やSDGsに関心のある企業セミナー等に参加しネットワークを構築する
従業員のスキルアップ	生産性を向上したい	○ SDGsにより仕事と社会や地球環境とのつながりを理解することで、モチベーションの向上や意識改革を狙う
就労環境の改善	働き方改革への対応	○ ゴール5やゴール8を参考に新しく制度や仕組みを考える
女性の活躍	優秀な人材確保	○ ゴール4を参考に家庭や育児と仕事を両立できるような制度や仕組みを考え、女性を積極的に採用する
知名度の向上とブランディング	取引先や消費者からの信頼度を高めたい	○ SDGsのアイコンを使って社会への貢献度や貢献内容をアピールする ○ 認証の取得や表彰にチャレンジするなど、外部評価を得ることで対外的にアピールする ○ 地域の子供達に学習機会を提供し、自社の取組を題材にしてSDGsを説明する

インボイス制度って何！？<パート2> ～制度を導入する際に押さえておきたいポイントを解説！～

【押さえておきたいポイント】

インボイス制度を導入する際、まずは3つの目線について考える必要があります。



インボイス制度を導入すると、販売先に出す請求書に登録番号を記載するなど、インボイスの要件を満たす必要があります。また、仕入先からの請求書がインボイスの要件を満たしているのかを確認し、自社での経理において取引ごとにインボイスかどうかを分けて記録しなければなりません。例えば、今まではクレジット会社の利用明細に基づいて記録していたが、インボイス制度が始まるとクレジット会社の利用明細には登録番号等の情報がないためインボイスの要件を満たさないことになります。そのため、利用明細ではなく個別取引に係る証拠書類が記録上必要になるのです。

【インボイス制度に関するQ&A】

Q①

整体師業を個人で経営しており、年間売上が700万円程度です。インボイス制度が入った際に気を付けることはありますか？

A

- ・消費税の納税義務の判定は基準期間（2年前）の課税売上高で行われ、1,000万円以下であれば免税事業者となります。
- ・整体師業の場合、販売先（お客様）の大半は個人消費者と考えられます。
- ・インボイス制度は仕入先や販売先が法人や個人事業者の場合に関係する制度のため、特に販売先の大半が個人消費者であれば免税事業者のままで良いと考えます。

Q②

建設業を営んでいます。孫（三次）請けの立場にあり、子（二次）請けの会社から仕事を受注し、細分化して外注先AとBに業務を発注しています。年間の売上は900万円ですが、インボイス制度が入った際に気を付けることはありますか？

A

- ・消費税の納税義務の判定は基準期間（2年前）の課税売上高で行われ、1,000万円以下であれば免税事業者となります。
- ・現状は年間の課税売上が1,000万円以下のため免税事業者と思われます。
- ・子（二次）請けの会社からインボイスを要求されますので、そこでインボイスを発行できる課税事業者になるかどうかの判断が必要です。
- ・課税事業者になると事務手続き（①請求書等の保存義務、②帳簿への記帳義務、③決算による消費税額の確定、④消費税の確定申告）が発生し、専門家のサポートがないと厳しいと思われます。
- ・課税事業者になった場合、簡易課税制度を選択しないと、外注先AやBが免税事業者の場合、消費税をABに支払った上で、更に国に同額の消費税を支払うことになります。
- ・免税事業者のままこれまでと同じく消費税を受け取ると、子（二次）請けの会社との取引関係に影響が発生する可能性があります。
- ・その場合は消費税を受け取らない内税方式にする等の対応を検討する必要があります。

電子帳簿保存法が改正されました（前回の続き）

「電子取引」（全ての事業者が対応する必要がある）

特に注意が必要なことは、電子取引（例えば、電子メールによりデータを授受した場合）については、従来のようにデータを紙出力した書面のみを保存する方法は認められておらず、やりとりした電子取引データ自体を一定の要件を満たして電磁的に保存する必要があります。

なお、令和4年度税制改正において、猶予期間は令和5年12月31日まで、令和6年1月1日から義務化開始となっています。（ただし、猶予が認められるのは別途、条件を満たす必要あり）

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。（出典：国税庁）

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

「真実性の要件」を満たすためには、上記の①～④のいずれかを行う必要がありますが④の「事務処理規定」を定めることが一番簡単な方法だと思います。なお、事務処理規定のフォーマットは国税庁のWEBサイト[参考資料\(各種規程等のサンプル\) | 国税庁\(nta.go.jp\)](#)で公表されていますので、それを参考にするのがおすすめです。また、「可視性の要件」については、税務当局のダウンロード要求に応じる場合は、取引年月日、取引金額、取引先で検索できれば良く、範囲指定や組合せ検索も不要となっています。全ての事業者が対応すべきことは、義務化された上記の「電子取引」です。令和6年1月1日からの義務化に対応すべく、準備が必要になります。 【古田】



宮原 経営支援員



竹原 一般職員

祝！優良常勤職員表彰2名

令和4年度京都府商工会連合会第59回通常総会が開催され、当商工会の森村会長が議長として議案審議が行われました。

また同日に、優良常勤職員表彰が行われ、当商工会職員の宮原全寛経営支援員と竹原実穂一般職員が、多年に渡り勤務成績が優秀であるとして選ばれました。

【森山】

木津川市商工会

木津川市木津南垣外83-3
TEL: 72-3801 FAX: 72-6564

山城支所

木津川市山城町上粕北的場15
TEL: 86-3157 FAX: 86-4064

加茂支所

木津川市加茂町里南古田24
TEL: 76-2970 FAX: 76-7211